



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月8日（金） 第10180号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○群馬県報発行規程の一部を改正する告示（総務課）	2
○土壤汚染対策法による区域の指定（環境保全課）	3
○保安林予定森林（森林保全課）	3
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	3
<b>公 告</b>	
○土地改良区役員の就任の届出（農村整備課）	4
○開発工事の完了（建築課）	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	5
<b>人事委員会規則</b>	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	7
<b>労働委員会告示</b>	
○あっせん員候補者	8

■ 告 示

◎群馬県告示第四十八号

群馬県報発行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県報発行規程の一部を改正する告示

群馬県報発行規程（昭和三十四年群馬県告示第四百七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「供する」を「供し、又はインターネットの利用により閲覧に供する」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第49号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和6年3月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 藤岡市浄法寺字下三友918番2の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和6年3月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 高崎市中室田町字市和田2318の1、2319、2320の1、2368の1、2369、字伏間入3911、吉井町大沢字芳ヶ本甲607、乙607、608、609、611、字ミノワ621
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高崎市中室田町字市和田2318の1、2320の1、2369、字伏間入3911、吉井町大沢字芳ヶ本甲607、乙607、608、609、611、字ミノワ621

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第51号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和6年3月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 安中市

2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和6年4月11日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	安中市松井田庁舎 南側車庫棟
令和6年4月12日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	安中市安中公民館
令和6年4月15日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	安中市原市公民館
令和6年4月16日	午前10時～午前12時	安中市岩野谷公民館
令和6年4月17日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	安中市役所本庁舎 北側車庫棟

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

**■ 公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年3月8日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
嬭恋	理 事	新 任	黒岩宗久	吾妻郡嬭恋村大字大笹369番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年3月8日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	利根郡川場村大字谷地字原3200、3201、3202、3203、3204、3205、3206、3207、3208、3209、3210	利根郡川場村大字谷地3200番地 川場村長 外山京太郎

	-2、3080-4、3085-9、3086-8、大字門前字下宿原205-4 （第二工区：利根郡川場村大字谷地字原3204、3205、3206、3207、3208、3209、3080-4、3085-9、3086-8、大字門前字下宿原205-4）	
2	吾妻郡東吾妻町大字金井字川原84、字水頭90、91、92-1、92-2、92-3、92-6、92-7、93-2、93-3、105、106、106-2、107、108、109、110、大字川戸字七沢23、23先白地の一部、24-1、24-3の一部、24-4、24-5、26-1、26-4、26-4先水路の一部、26-5の一部、26-6、26-7、29-1、31、32、78-1、84、85-1、85-3、85-5、86-1、86-3、87-3、87-6、字多田92-1、92-2、92-3、93-1、94-1、94-2、94-3、98-1、98-2、98-3、98-4、98-5、111、112、112先白地の一部、118-1、118-2の一部、118-3、119-1、119-2、119-3、119-4、126-1、126-2、126-3、128-1、131-1、132-1、132-2、133-2、147-2、150-1、150-2、150-3、150-4、150-5、152-1、161-2、161-4、162-1、162-3、162-4、164-1、164-2、168、字並木169-1、170-1、170-2、174-1、174-2、176-1、181-1、182-1、182-2、185-1、187、188-1、188-2、196-2、196-3、196-9	東京都板橋区本町23番23号 リンテック株式会社 代表取締役 服部真
3	佐波郡玉村町大字福島399-1、400-1	東京都新宿区高田馬場3丁目46番25号 アイディホーム株式会社 代表取締役 富田博文

**■ 選挙管理委員会告示**

◎群馬県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和6年3月8日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,898
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を

乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 299,357

3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,097
甘楽郡	6,047
吾妻郡	14,686
利根郡	8,920
佐波郡	9,929
邑楽郡	26,692
前橋市	91,951
高崎市	102,772
桐生市	29,927
伊勢崎市	55,925
太田市	58,953
沼田市	12,793
館林市	20,511
渋川市	21,110
藤岡市・多野郡	18,654
富岡市	13,060
安中市	15,854
みどり市	13,742

■ 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月八日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表一警察の部警察本部の項中「管理官」を「理事官 管理官」に、「給与指導官 法人調整官」を「給与指導官」に、「監査指導官」を「監査指導官 調度・契約指導官」に、「首席術科指導官 上席術科指導官」を「首席術科指導官」に、「専門研究員 係長 術科指導専門官」を「上席心理指導員 専門研究員 係長」に改め、「上席交通巡視員 総括交通巡視員」を削り、同部警察署の項中「管理官」を「理事官 管理官」に、「首席少年支援官 上席少年支援官（上席補佐）」を「課長代理（上席補佐）」に改め、「上席少年支援官 総括少年支援官 上席交通巡視員 総括交通巡視員」を削る。

附 則

この規則は、令和六年三月十五日から施行する。

## ■ 労働委員会告示

### ◎群馬県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公示する。

令和6年3月8日

群馬県労働委員会会長 新井 博

氏名	現職及び略歴	委嘱年月日
新井 博	公益委員（会長） 弁護士	平成21年3月26日
小暮 俊子	公益委員（会長代理） 弁護士	平成21年3月26日
大河原眞美	公益委員 高崎経済大学名誉教授	平成23年3月30日
小磯 正康	公益委員 弁護士	平成27年4月2日
斎藤 周	公益委員 群馬大学教授	令和5年4月13日
高草木 悟	労働者委員 群馬県電力関連産業労働組合総連合会長	平成28年4月15日
佐藤 英夫	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会会長	令和元年11月28日
山村 康郎	労働者委員 JAM北関東群馬県連絡会会長	令和元年11月28日
蒲原 清天	労働者委員 UAゼンセン群馬県支部支部長	令和6年2月22日
川又 敏之	労働者委員 SUBARU労働組合執行委員長	令和6年2月22日
八木 議廣	使用者委員 八木工業株式会社代表取締役社長	平成26年9月25日
岡部 洋行	使用者委員 富士精螺株式会社代表取締役社長	平成29年4月4日
五十嵐亮二	使用者委員 一般社団法人群馬県経営者協会専務理事	平成31年4月2日
菊地 良之	使用者委員 三立応用化工株式会社専務取締役	令和3年4月8日
狩野 明	使用者委員 上毛電業株式会社代表取締役社長	令和5年4月13日
高澤 延之	労働委員会事務局長	令和4年4月14日
丸山 康治	労働委員会事務局管理課長	令和5年4月13日
前川 浩三	労働委員会事務局管理課次長（総務調整・DX推進係長）	令和5年4月13日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111